

福島・泉廃寺跡^{いずみ}
(陸奥国行方郡衙)

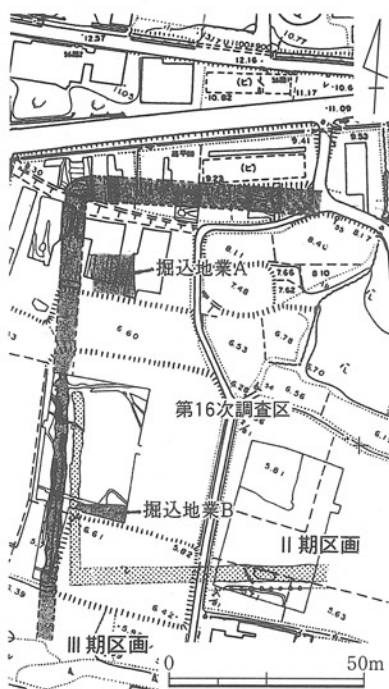
- 1 所在地 福島県原町市泉字寺家前・町池外
- 2 調査期間 第一六次調査 二〇〇一年(平13) 五月～七月
- 3 発掘機関 原町市教育委員会
- 4 調査担当者 荒 淑人
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大 甕)

泉廃寺跡は阿武隈高地から太平洋に向かって流れる新田川によって形成された河岸段丘北岸の縁辺に位置する。発掘調査は一九九四年から二〇〇二年までに一七次の調査が行なわれている。調査の結果、寺院ではなく、陸奥国行方郡衙跡と推定されるにいたった。

これまでの調査では郡庁院・正倉院・館院・運河状遺構が確認されている。郡庁院は院の主軸方位が真北



木簡出土遺構図

方位より東に約一六度偏するI期(七世紀後半)、真北方位を向くII(八世紀)・III期(八世紀末から九世紀)からなる。I期は東西四二・八m南北四九・八mの柱列によって区画され、区画内部に四間×二間の正殿、柱列の東西辺には八間×二間の脇殿、南北辺には七間×二間の前殿・後殿が配置される。II期はI期の建物配置を踏襲したまま院の主軸方位を真北方位に揃える時期である。またII期はa・bの二期に細分され、IIb期の正殿は建物の四面に廂を付属する。III期は上述のI期・II期の建物配置を大きく改変する時期で、東西五四・九m南北六八・一mの柱列区画内部に五間×三間の正殿、独立した三～五間×二間の脇殿、一〇間×二間の後殿を配置する。

この郡庁院の西側には正倉院が位置し、更に正倉院の西側には館院が位置していると考えられている。また郡庁院の南西には運河施設、

東側には郡寺が位置すると考えられており、陸奥国行方郡衙跡としての様相が明らかになりつつある。

第一六次調査は遺跡のほぼ中央の、正倉院と考えられる地区の調査である。調査では新旧二時期の区画溝が確認されており、古い時期の区画溝を第一区画溝、新しい時期の溝を第二区画溝とした。これらの区画溝は北を向くことから、それぞれ上述の郡庁院Ⅱ・Ⅲ期に対応する可能性が高い。また、遺構としては区画溝のほかに、礎石建物跡、柱列、廃棄土坑などが検出され、遺物としては、瓦、土師器、須恵器などが出土している。

木簡は第一区画溝から一点出土した。この第一区画溝は上幅四・五m下幅一m深さ一・一mを計測し、人為的に埋め戻されている。木簡はこの埋土下の自然堆積土に包含されており、ほぼ底面直上からの出土である。したがって、第一区画溝が機能している段階で投棄された可能性が高い。その他に、同じ層から木簡状木製品一点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) [合 拾肆カ]

【口△科大口】

(151)×(20)×3 081

下端と右側面は欠損しているが、上端と左側面は原形を留める。墨書の状況から縦方向に半裁されたものであろう。天地両方向から

文字が書かれている。墨の濃淡に差が見られ、削り痕跡からも一度用済みになったあと、表面を削り再利用したと考えられる。

上部に残存している墨書は比較的濃い。一字目と二字目の間には若干の空白が見られる。大字の数字で何らかの合計を記した記録簡である可能性が高い。これが二次的な墨書と思われる。

下部は上部の墨書に比べて墨の残りが悪い。二次利用の際に表面を削られたため、墨痕が薄くなったものと考えられる。「大伴マ」の記載から、本木簡の製作年代を大伴氏が伴氏に改姓する八二三年以前に求められ、遺構の年代観とも合致する。

本木簡の釈文・解釈については米沢女子短期大学の三上喜孝氏からご教示いただいた。

9 関係文献

原町市教育委員会「泉廃寺跡第一六次調査」(『原町市内遺跡発掘調査報告書七』二〇〇二年)

(荒 淑人)

